

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

香川県知事 池田 豊 人

### 香川県規則第13号

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 1～5 略 6 略  <u>(1)</u> ・ <u>(2)</u> 略 7 略	別表（第2条関係） 1～5 略 6 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）に定める手数料。ただし、次に掲げるものを除く。 <u>(1)</u> <u>パーキング・メーター作動手数料</u> <u>(2)</u> <u>パーキング・チケット発給手数料</u> <u>(3)</u> ・ <u>(4)</u> 略 7 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。